

平成24年度事業計画

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

欧州諸国の一部における信用不安が欧州全体から世界に拡大しつつあり、それに伴い世界経済への影響が懸念されることから、我が国においては為替相場において円が史上最高値を更新して、経済活動に大きな影響を及ぼしており、新規学卒者の就職内定率も引き続き低迷するなど、依然として景気回復が厳しい状況が続いている。そのため、欧米をはじめ、我が国でも雇用の問題が社会的、経済的、政治的に大きな問題となっている。

また、昨年3月に発生した東日本大震災から1年が経過し、被災地では復興に向けた着実な取り組みが進められているが、原発事故の終息には相当の年月を要することが見込まれることから、我が国の国民生活の新たな不安要因となっている。

この大震災への対応として、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）では、震災発生直後に「東日本大震災災害対策本部」を設置し、社会保険労務士（以下「社労士」という。）の社会的使命を果たすべく、被災地の都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）等と連携し、様々な復興支援活動に全力で取り組んできた。

本年度は、このような状況の中で、来年迎える制度創設45周年に向け、これまで掲げてきた重点事業を一層発展させ、国民のセーフティネットを支える社労士の社会的使命を果たすとともに、積極的に社会貢献に努め、もって社労士の社会的地位のより一層の向上を図る。

特に、積年の懸案事項である第8次社労士法改正に関しては、労働審判における代理権、個別労働関係紛争に関する簡易裁判所における訴訟代理権等、これまで目標としてきた改正項目について、平成25年の通常国会での成立を目指し、全力で取り組む。

一昨年より注力している「労働条件審査」については、都道府県会とより一層の連携を図り、地方自治体等への周知を更に徹底するとともに、国が委託事業として入札に付す労働条件審査を受託できるよう条件を整備し、「労働条件審査＝社労士」と定着するよう強力に取り組む。

一方、より一層国民に信頼される社労士制度とするために、一昨年度より公開した社労士研修システムについては、コンテンツの拡充を加速させるとともに、社労士修習制度についても創設に向けて検討を進める等、体系的研修制度の更なる充実強化に努める。

なお、認証局は、これまで社労士の電子申請の利便性の向上を実現するうえで大きな役割を果たしてきたが、今年度末をもって、業務委託契約期間が満了となることを契機に、経費の軽減等も勘案検討した結果、新たな認証局へ移行することとした。今年度は、新認証局への移行に向けた作業を円滑に行う。

日本年金機構より受託した「街角の年金相談センター」については、運営開始から3年目を迎えており、これまでの対面相談による好事例等を活かし、より一層信頼される体制の構築に取り組み、引き続き、国民の年金への不安解消と年金受給者等の権利擁護のために最善を尽くす。

本年度においては、上記の事項を中心として、全国社会保険労務士政治連盟との一層の連携強化を図り、適切な事業展開を図る。

I. 社労士法改正に関する事業

第8次社労士法改正を実現させるため、平成24年度中に各項目の具体的検討を行うとともに、そのために必要な事業を行う。

1. 第8次社労士法改正に関する事業

平成25年の通常国会において、次の事項を中心とする第8次社労士法改正を実現することを目指し、全都道府県会に設置を推進している「社労士会労働紛争解決センター」による紛争解決機関としての実績、間もなく全国に1万人を数える特定社会保険労務士（以下「特定社労士」という。）による紛争解決手続の代理人としての実績はもとより、社労士が顧問先事業所等において実施している紛争未然防止のための相談指導の実績を明らかにし、社労士が個別労働関係紛争に係る国民の法的利便性の向上に寄与していることを示すことが必要であるので、都道府県会とともに最重点事項として取り組む。

また、特定社労士の裁判外紛争における代理業務の実績を挙げるため、実践的な研修を実施する。

- (1) 労働審判における代理権の獲得
- (2) 個別労働関係紛争に関する簡易裁判所訴訟代理権等の獲得
- (3) 地方裁判所以上の審級における出廷陳述権の獲得
- (4) 個別労働関係紛争にかかる紛争の目的価額60万円の制限の撤廃
- (5) 社労士試験制度の改善
- (6) 一人法人制度の導入
- (7) 自治権の獲得等その他必要な事項

II. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に貢献するとともに、社労士業務の拡充・改善及び制度のさらなる発展のため、以下の事業を行う。

1. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

- (1) 「社労士会労働紛争解決センター」が早期に全都道府県会に設置されるよう、未設置会の実情に応じた情報の提供及び協力を行う。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター」の利用促進を図り実績を作るため、引き続き統一の電話番号を活用し、法テラス等関係機関の協力を得て行う広報、各センター間におけるインターネットを活用した利用促進の取り組み事例等の情報共有及び情報交換を図り、総合労働相談所との連携、特定社労士が紛争解決手続の実務を適切に行うための業務研修等に関する諸施策を実施する。

2. 労働条件審査の推進に関する事業

- (1) 都道府県会が、地方自治体に社労士による労働条件審査の導入提案を行うための協力を行うとともに、社労士の労働条件審査への取り組みを地方自治体の関係者等に広く周知する。
- (2) 中央省庁の要請に応じた労働条件審査に対応するため、必要な条件の整備を行う。
- (3) 労働条件審査を社労士の業務として確立するため、都道府県会及び労働条件審査業務にあたる社労士が活用できる事例等を収集し資料等を提供する。

3. 中小企業支援に関する事業

中小企業の指導、相談対応を行う中で、人事労務管理に関するニーズが高まっていることから、中小企業支援を行うための窓口（「社労士会中小企業経営労務支援センター」（仮称））の開設について検討する。

4. 電子申請に関する事業

- (1) 現行認証局の電子証明書を所持する社労士が、新認証局の発行する電子証明書へ円滑に移行するために必要な措置を講じるとともに、電子証明書を所持していない社労士には、積極的な広報等を通じて取得の促進を図る。また、新認証局への移行に向けた作業を適正かつ円滑に行う。

- (2) 電子申請のサポート体制の構築及び研修会又は電子申請フェアの開催など都道府県会の実情に応じた利用促進を図るための必要な支援を行うとともに、社労士の電子申請の利用状況等を把握するために都道府県会の協力を得て実態調査を実施する。また、年度更新及び算定届の時期に加え、離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の申請機会が多い年度末にヘルプデスクを設置し、社労士のみ認められた取り扱い等に関する照会に適宜対応する。
- (3) 電子申請の利便性をさらに向上させるため、厚生労働省及び総務省との定期協議など、あらゆる機会を捉えて、e-Gov 及び労働社会保険の各システムの改善等を要請する。

5. 社労士総研に関する事業

- (1) 社労士総研における研究成果を社労士の業務に反映させるための施策を講じるとともに、その活動を広く国民に周知する。
- (2) 人材ポートフォリオ等、企業の生産性向上を目的とする手法を含めた「経営労務監査」について、その実践を推進するための研究を進める。
- (3) 「社労士政策モニター制度」を構築し、社労士制度推進のために必要な情報収集、調査・分析等を行う。
- (4) 「社労士講師団」を、研究、研修及び広報等の事業において、積極的に活用する。

6. 社労士個人情報保護事務所（SRP）認証の推進に関する事業

社労士事務所及び社労士法人が、個人情報保護についてより一層顧問先事業所等の信頼を得るため、SRP 認証の取得及び更新の促進策を検討、実施する。

7. 厚生労働行政への提言に関する事業

雇用・労働・年金・医療・介護等社会保障に関する我が国の今日的課題は、社労士の専門分野であるので、社労士の業務を通じて得られた労働社会保険業務の運営の改善に関する意見について、国民の視点に立って提言を行うとともに、今日的課題に対する、連合会の見解の表明等を行う。

8. 関係団体との交流に関する事業

第 8 次社労士法改正に向けた取り組みについて、理解と協力を得るため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

Ⅲ. 資質向上に関する事業

社労士の専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

1. 体系的研修の実施に関する事業

- (1) 社労士が専門家として国民から信頼を得るためには、登録入会の時点で、一定水準の知識を習得していることが必要であることから、労働社会保険関係事務指定講習の見直しを含めた社労士修習制度（登録前研修）の創設について、引き続き検討する。
- (2) 社労士研修プログラムにより体系化された分野別研修について、全社労士への受講機会の拡大を図るため、eラーニング等のマルチメディアを活用した研修を実施する。
- (3) 大学院との連携により、社労士業務に関する分野において学術的な見識を高め、理論構築を行うとともに、社労士の社会的評価をより一層向上させるため、各地域協議会及び都道府県会において実施する大学院への推薦制度等について情報提供等必要な支援を行い、入学希望者の利便に供する。

2. 地域協議会及び都道府県会が実施する研修に関する事業

- (1) 本年度以降の倫理研修のあり方について検討するとともに、社労士としての職業倫理の徹底を図るため、倫理研修実施計画の策定、研修用教材の提供など、義務研修として都道府県会が行う倫理研修に協力する。
- (2) 基礎研修、分野別研修についての情報等を積極的に提供し、地域協議会及び都道府県会の研修の実施に協力する。

IV. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性について理解の促進を図るとともに、斯業発展のため、様々な角度から広報事業に取り組む。

1. 恒常的な広報に関する事業

社労士制度を効果的に国民に周知するため、社労士の取り組みを紹介するポスター等を行政機関及び経営者団体の拠点等において、恒常的に掲出するための支援を行うほか、都道府県会による広報活動支援及び社労士の顧問先獲得等を目的として、業務リーフレット等の作製、提供・頒布を行う。また『月刊社労士』及び連合会ホームページの拡充を行う。

2. 年度ごとの広報に関する事業

平成 24 年 10 月の「社労士制度推進月間」に、都道府県会において「無料相談会」、「社労士会セミナー」等を開催する際の支援を行う。また、「社労士会シンポジウム」を開催し、国民へ社労士制度の周知を図る。

3. 関係機関等との連携による広報に関する事業

中小企業庁及び日本政策金融公庫のほか、報道機関、労使関係団体等の関係機関と相互に連携し、社労士の活動に関する広報の協力を求めるとともに、関係機関の報道及び広報への協力を行う。

V. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

1. 災害復興に関する事業

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災地域の復興支援に資するため、都道府県会の協力を得て、無料相談等の実施、都道府県会及び厚生労働省等が実施する災害対策事業への協力を行う。
- (2) 将来の大規模自然災害に対応するため、「災害対応基金（仮称）」を創設する。

2. 街角の年金相談センター運営に関する事業

- (1) 国民の年金に対する不安解消及び年金受給者等の権利擁護のために、対面相談による年金相談を重点に推進してきたが、更にその改善を図り、年金相談の質の向上及び社労士らしい年金相談を具体化するため、職員及び業務委託契約社労士の研修を重点的に実施する。
- (2) 平成 24 年度末に終了する街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）の契約更新の協議を日本年金機構及び厚生労働省と円滑に行う。
- (3) 街角センターの運営及び年金マスター研修の実施を適正に行うとともに、引き続き未設置県への街角センター設置拡充を図る。

3. 学校教育への社労士の活用に関する事業

- (1) 厚生労働省に「社会保障教育に関する検討会」が設置されたことと併せ、平成 24 年度に厚生労働省委託事業として「社会保障教育の全国展開に向けた試行的実施」が行われることから、本検討会等の検討状況を注視し、厚生労働省及び文部科学省との連携を図るとともに、学校教育の場に社労士を講師として派遣し活用を図るよう、都道府県会と連携し国及び地方自治体等の関係者に引き続き要請していく。
- (2) 学校教育の場において、社労士が講義に使用する教材を提供するとともに充実を図る。

4. 成年後見制度への対応に関する事業

成年後見制度について、都道府県会が組織的な取り組みを進め、社労士が家庭裁判所等から後見人等を受任できるよう支援する。

5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）の事業において、社労士の専門分野については、都道府県会設置の総合労働相談所及び社労士会労働紛争解決センターを紹介できるよう情報提供を行う。

6. 国際活動に関する事業

- (1) 韓国公認労務士会との交流協定書に基づき、定期的な情報交換を行うとともに、両制度の発展に寄与すべく、共同セミナー等の協同事業を行う。
- (2) インドネシア共和国政府労働移住省・国家資格庁等において、社労士制度について高い関心が寄せられ、制度構築の検討が進められていることから、同国との交流をさらに深めるとともに、必要な支援を行う。
- (3) 昨年度に引き続き、中華人民共和国人力資源和社会保障部及び中国人民大学、北京大学等との交流を深め、中国における社労士制度構築に必要な支援を行う。
- (4) 厚生労働省、ILO、JICA 等の協力を得て、これまで交流を進めてきた東アジア諸国との関係強化を図るため、必要な情報収集を行う。

VI. 行政機関等との連携に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、行政機関等と連携・協力し、国民の期待に応えるため、以下の事業を行う。

1. 厚生労働省との連携に関する事業

厚生労働省の委託事業のうち、社労士の専門性を活かすことのできる事業については、厚生労働省と連携して積極的に実施する。

2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

- (1) 国民の利便に資するとともに、社労士業務改善のため、日本年金機構本部及び全国健康保険協会本部との定例協議を行い、相互に連携が図られるよう積極的に取り組む。
- (2) 都道府県会が実施する年金事務所等における年金相談業務及び街角センターの円滑な運営を図るため、日本年金機構本部と定例会議を行う。
- (3) 都道府県会が実施する健康保険に関する相談業務の円滑な運営を支援するため、全国健康保険協会本部と必要に応じ協議を行う。

3. 総務省への協力に関する事業

社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、引き続き、総務省に設置されている年金記録確認第三者委員会の運営に協力する。

4. 中小企業庁・日本政策金融公庫等との連携に関する事業

社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本政策金融公庫等と連携するとともに、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

VII. 諸事業

上記 I ～VI の各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

1. 登録等に関する事業

社労士の登録事務、紛争解決手続代理業務の付記登録事務及び社労士法人の届出事務等を都道府県会の協力を得て、適正に実施する。

2. 社労士試験事務等の実施に関する事業

- (1) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験に関する事業を都道府県会の協力を得て、適正に実施する。
- (2) 紛争解決手続代理業務試験に向けて、特別研修修了者等を対象にした研修を都道府県会が自主的に実施できるように、教材の提供等について支援を行う。

3. 試験科目免除等の講習に関する事業

- (1) 社労士試験に関する試験科目免除のための「社会保険労務士試験試験科目免除指定講習」を適正に実施する。
- (2) 社労士となるために必要な 2 年の実務経験に代わる「労働社会保険諸法令関係事務指定講習」を適正に実施する。また、同講習の見直しについての具体的な検討を進める。

4. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、都道府県会と連携し、厳正かつ適切に対処する。

5. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

- (1) 社会保険労務士賠償責任保険について、開業社労士及び法人社員の全員加入に向けて、都道府県会の協力を得て、一層の加入推進への取り組みを行うとともに、非開業社労士向け保険においても認知度向上のための周知に努めることとする。
- (2) 保険事故未然防止のため、都道府県会の実施する研修において、引受保険会社の協力のもと、過去の保険事故事例の内容を分析した資料をもとに事例研修を実施する等、事故率低下のための方策を講ずる。

6. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

都道府県会の事務局体制の充実強化のため、引き続き小規模県会に対する支援を行う。

7. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務六法、社会保険労務士法詳解、社会保険労務ハンドブック、各実務相談及び社会保険労務士手帳等、社労士の業務に役立つ書籍を出版・頒布する。

8. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、必要に応じ、既存商品の見直し等の検討を行うなど、福利厚生制度の充実強化を図るため、都道府県会の協力を得て、積極的に事業を推進する。

9. 全国社会保険労務士厚生年金基金及び全国社会保険労務士国民年金基金への協力に関する事業

全国社会保険労務士厚生年金基金及び全国社会保険労務士国民年金基金が、中長期的に安定した運営が図られるよう、都道府県会とともに加入促進等に協力する。

10. SR 経営労務センターの協力等に関する事業

SR 経営労務センターの事業の発展に協力していくとともに、全都道府県に SR 経営労務センターが設置されるよう、未設置県会（9 県）における設立を積極的に支援する。

11. その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。